



各 位

会 社 名 GMO フィナンシャルゲート株式会社 代表者名 代表取締役社長 杉山 憲太郎 (コード番号 4051 東証グロース) 問合せ先 取締役 コーポレートサポート本部 本部長 玉井 伯樹 (TEL 03-6416-3881)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は2023年11月20日開催の取締役会において、2023年12月17日開催予定の第25期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 今後の事業展開に備え、改定前定款第3条に事業目的を追加するものです(改定後第3条)。
- (2) 当社は、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、自ら業務執行をしない社外取締役の機能を活用することで、中長期的な企業価値向上を図るべく、監査等委員会設置会社に移行するため、改定前定款につきまして所要の変更をするものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線部分は変更箇所)

	(下級司)力(よ変史 直別)
改定前	改定後
第1章 総則	第1章 総則
第1条~第2条	第1条~第2条
条文省略	現行どおり
(目的)	(目的)
第3条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	第3条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
(1)~(15)条文省略	(1)~(15) 現行どおり
(新設)	(16) 損害保険代理業務及び少額短期保険業
	者が引き受ける保険の募集に係る業務
(<u>16</u>)条文省略	(<u>17</u>)現行どおり
第4条	第4条
条文省略	現行どおり
(機関)	(機関)
第5条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の	第5条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の
機関を置く。	機関を置く。
(1) 取締役会	(1) 取締役会
(2) 監査役	(2) <u>監査等委員会</u>
(3) 監査役会	(削除)
(<u>4</u>) 会計監査人	(<u>3</u>) 会計監査人

71.1.21	71.1.10
改定前	改定後
第6条	第6条
条文省略	現行どおり
第2章 株式	第2章 株式
第7条~第12条	第7条~第12条
条文省略	現行どおり
A. A. F. I.	July C 40 /
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第 13 条~第 18 条	第13条~第18条
条文省略	現行どおり
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
(員数)	(員数)
第 19 条 当会社の取締役は 11 名以内とする。	第19条 当会社の取締役(監査等委員である者を除
20, 10 Y = 27 Troodywarkter 11 /150/ 15 3 20	く。) は11名以内とする。
(新設)	2 当会社の監査等委員である取締役(以
(1)(1)(1)	下、「監査等委員」という。)は、5名以内
	とする。
 (選任方法)	(選任方法)
第20条 取締役は、株主総会において選任する。	第20条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役
NO DO NO PROPERTIES AND A COMPANY OF THE PROPERTY OF THE PROPE	とを区別して株主総会において選任する。
 2 取締役の選任決議は、議決権を行使するこ	2 取締役の選任決議は、議決権を行使するこ
とができる株主の議決権の3分の1以上を	とができる株主の議決権の3分の1以上を
有する株主が出席し、その議決権の過半数	有する株主が出席し、その議決権の過半数
をもって行う。	をもって行う。
3 取締役の選任決議は、累積投票によらない	3 取締役の選任決議は、累積投票によらな
ものとする。	いものとする。
(任期)	(任期)
第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了す	
る事業年度のうち最終のものに関する定時	る事業年度のうち最終のものに関する定
株主総会終結の時までとする。	時株主総会終結の時までとする。
(新設)	2 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任
	期は、選任後2年以内に終了する事業年度
	のうち最終のものに関する定時株主総会終
	結の時までとする。
(新設)	3 補欠として選任された監査等委員の任期
	は、退任した監査等委員の任期の満了する
	時までとする。
(新設)	4 会社法第329条第3項に基づき選任された
	補欠監査等委員の選任決議が効力を有する
	期間は、選任後2年以内に終了する事業年
	度のうち最終のものに関する定時株主総会
	開始の時までとする。
 第 22 条~第 23 条	第 22 条~第 23 条
条文省略	現行どおり

改定前

(取締役会の招集通知)

- に各取締役及び各監査役に対して発する。 ただし、緊急の必要があるときは、この期 間を短縮することができる。
 - 2 取締役及び監査役の全員の同意があるとき は、招集の手続きを経ないで取締役会を開 催することができる。

第 25 条~第 27 条

条文省略

(報酬等)

第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対 第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対 価として当会社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。) は、株主総会 の決議によって定める。

第 29 条

条文省略

第5章 監査役及び監査役会

(員数)

第30条 当会社の監査役は、5名以内とする。 (選任方法)

- 第31条 監査役は、株主総会において選任する。
 - 2 監査役の選任決議は、議決権を行使するこ とができる株主の議決権の3分の1以上を 有する株主が出席し、その議決権の過半数 をもって行う。

(任期)

- 第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了す る事業年度のうち最終のものに関する定時 株主総会の終結の時までとする。
 - 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠とし て選任された監査役の任期は、退任した監 **査役の任期の満了する時までとする。**

(常勤の監査役)

第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査 役を選定する。

(監査役会の招集通知)

- 第 34 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前まで │第 30 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前 に各監査役に対して発する。ただし、緊急の 場合にはこの期間を短縮することができる。
 - 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手 続きを経ないで監査役会を開催することが できる。

改定後

(取締役会の招集通知)

- 第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の3日前まで │第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の3日前まで に各取締役に対して発する。ただし、緊急 の必要があるときは、この期間を短縮する ことができる。
 - 2 取締役の全員の同意があるときは、招集 の手続きを経ないで取締役会を開催するこ とができる。

第 25 条~第 27 条

現行どおり

(報酬等)

価として当会社から受ける財産上の利益 は、株主総会の決議によって監査等委員と それ以外の取締役とを区別して定める。

第29条 現行どおり

第5章 監查等委員会

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(招集)

- までに各監査等委員に対して発する。ただ し、緊急の場合にはこの期間を短縮するこ とができる。
 - 2 監査等委員全員の同意があるときは、招集 の手続きを経ないで監査等委員会を開催す ることができる。

改定前	改定後
(新設)	(決議方法)
	第31条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半
	数が出席し、その過半数をもってこれを行う。
(<u>監査役会</u> 規則)	(監査等委員会規則)
第 <u>35</u> 条 <u>監査役会</u> に関する事項は、法令又は本定款	第32条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本
のほか、 <u>監査役会</u> において定める <u>監査役会</u>	定款のほか、 <u>監査等委員会</u> において定め
規則による。	る <u>監査等委員会</u> 規則による。
(報酬等)	(削除)
第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によっ	
<u>て定める。</u>	
(監査役の責任免除)	(削除)
第37条 当会社は、会社法第426条第1項の規定に	
より、任務を怠ったことによる監査役(監	
査役であった者を含む。) の損害賠償責任	
を、法令の限度において、取締役会の決議	
によって免除することができる。	
2 当会社は、会社法第427条第1項の規定に	
より、監査役との間に、任務を怠ったこと	
による損害賠償責任を限定する契約を締結	
することができる。ただし、当該契約に基	
づく責任の限度額は、法令が規定する額と	
<u>する。</u>	
第6章 計算	第6章 計算
第 <u>38</u> 条~第 <u>41</u> 条	第 <u>33 </u> 条~第 <u>36 </u> 条
条文省略	現行どおり
第7章 附則	第7章 附則
(新設)	(監査役の責任免除に関する経過措置)
	第37条 当会社は、第25期定時株主総会終結前の
	行為に関する会社法第426条第1項の規定
	により、任務を怠ったことによる監査役

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日2023 年 12 月 17 日定款変更の効力発生日2023 年 12 月 17 日

以上

責任を、法令の限度において、取締役会の

決議によって免除することができる。